

2019 年 8 月 21 日

## あいちトリエンナーレ 2019 企画展「表現の不自由展・その後」に対する 公権力の介入を非難し、展示再開を求める声明

愛知県で 8 月 1 日に開幕した国際芸術祭「あいちトリエンナーレ 2019」の実行委員会会長を務める大村秀章愛知県知事、及び芸術監督の津田大介氏は 3 日の記者会見で、企画展「表現の不自由展・その後」を中止すると発表した。同企画展は、慰安婦を象徴する「平和の少女像」や、憲法 9 条をテーマにした俳句、昭和天皇を含む肖像群が燃える映像作品など、過去に各地の美術館から撤去されるなどした 20 数点の作品を展示するものであったが、記者会見では、同企画展に対してガソリンを撒くテロの予告や脅迫を含む計千件以上の抗議があったことが明らかにされた。特に問題であったのは、実行委員会会長代行の河村たかし名古屋市長が 2 日に会場を視察した後、「平和の少女像」が「日本国民の心を踏みにじる行為であり許されない」として展示中止を求める抗議文を大村知事に送ったことをはじめ、本芸術祭が文化庁の補助事業であることから菅義偉官房長官が同日、補助金の交付の決定にあたって事実関係を確認、精査するという考えを示し、日本維新の会の杉本和巳衆議院議員も 3 日に「公的な施設が公的支援に支えられて行う催事として極めて不適切」として展示の中止を求める要望書を出すなど、本企画展の中止を要請する政治家の直接・間接の介入があったことである。

大村知事は 5 日の会見で、「税金で（展示会を）やるからこそ、表現の自由、憲法 21 条は守られなければならない」とし、河村市長のように「公権力を持つ立場の方が『この内容は良くて、この内容はダメ』というのは、憲法 21 条が禁止する『検閲』ととられても仕方がない」、日本維新の会は「表現の自由を認めないのか、憲法 21 条を理解されていないのかと思わざるをえない」と批判し、11 日には憲法学者 91 名が、自分が気に入らないという理由だけで政治家が表現行為を禁止し抑制しようとするのは憲法 21 条に反するという声明を発表した。ヒューマンライツ・ナウは憲法 21 条の保障する表現の自由に関してこれらの見解を全面的に支持するとともに、**国際人権法上も、表現の自由は「あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由」を含み、その制限は法律で認められかつ一定の目的（他の者の権利もしくは信用の尊重、国の安全、公の秩序、又は公衆の健康もしくは道徳の保護）のために必要なもの以外の制限を受けない（自由権規約 19 条）**ことを強調する。

抗議の主な対象となった「平和の少女像」は、少女が静かに椅子に座っているだけの彫刻作品である。本作品は、韓国人彫刻家のキム・ソギョンさんとキム・ウンソンさん夫妻が「元慰安婦の苦痛を記憶する」ための象徴として制作し、慰安婦をモチーフとしたものであるが、この作品の芸術祭での

展示を妨げる行為は、①その根拠が法律で定められておらず、②他の者の権利もしくは信用の尊重、国の安全、公の秩序、又は公衆の健康もしくは道徳の保護といういずれの目的からしても正当化できず、かつ、③仮に②にいういずれかの目的に当てはめたとしても、行為の「必要」性が全くない。誰かを誹謗中傷するわけでもなく、慰安婦とされた少女たちの境遇に対して想像力をめぐらせ思いを馳せることを願って作られたこの彫刻作品の展示を禁止する法的根拠は、何もないのである。

憲法上、及び国際人権法上保障された表現の自由の侵害の点に加え、ヒューマンライツ・ナウは、「平和の少女像」をめぐる今回の公的介入の理由とされた河村市長らの立場は、慰安婦問題に対して日本政府が公式に示してきた見解とも矛盾し、歴史修正主義的であり許されないものであることを指摘する。すなわち、日本政府は慰安婦問題について資料調査及び被害者への聴き取り調査を行った後、1993（平成 5）年の河野内閣官房長官談話で、「慰安所は、当時の軍当局の要請により設営されたものであり、慰安所の設置、管理及び慰安婦の移送については、旧日本軍が直接あるいは間接にこれに関与した。… 戦地に移送された慰安婦の出身地については、日本を別とすれば、朝鮮半島が大きな比重を占めていたが、当時の朝鮮半島は我が国の統治下にあり、その募集、移送、管理等も、甘言、強圧による等、総じて本人たちの意思に反して行われた」と認めた。その上で、「われわれはこのような歴史の真実を回避することなく、むしろこれを歴史の教訓として直視していきたい。われわれは、歴史研究、歴史教育を通じて、このような問題を永く記憶にとどめ、同じ過ちを決して繰り返さないという固い決意を改めて表明する」としている。2015（平成 27）年には現・安倍内閣がさらに慰安婦問題に関する日韓合意を結び、「慰安婦問題は、当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題であり、かかる観点から、日本政府は責任を痛感している」、「日韓両政府が協力し、全ての元慰安婦の方々の名誉と尊厳の回復、心の傷の癒やしのための事業を行う」と表明している。日韓合意では両国が今後慰安婦問題について互いに非難・批判を控えること、在韓日本大使館前の少女像について日本政府がもっている懸念に対して韓国政府が解決の努力をすることも述べられているが、日韓合意に照らしても、芸術家が「平和の少女像」を芸術祭に展示することまで認められないとはおよそ解することはできない。むしろ、「このような歴史の真実を回避することなく、むしろこれを歴史の教訓として直視していきたい」という日本政府の立場からすれば、慰安婦制度によって多くの女性が被害を受けたことを記憶にとどめ決して繰り返さない決意をもつための様々な教育的・芸術的活動を、国は積極的に認め支援することがその立場に沿うはずである。テロ予告や脅迫行為に対しては警察が適切に対処するのが当然であるが（7日、愛知県警は脅迫ファクスを送った男を威力業務妨害の疑いで逮捕）、名古屋市長や国会議員の上述のような圧力行使に対して、政府は「そのような行為は政府の見解とも相容れず、許されない」と直ちに表明すべきであった。

慰安婦を想起させるというだけで、芸術祭から彫刻作品を撤去するよう公権力が介入し、展示会を中止に追い込む事態は、憲法と国際人権法で保障された表現の自由を侵害する違法行為である。さらに、公的地位にある者が、慰安婦問題に関する表現があたかも「日本人」全体に対する批判であるかのようにその趣旨を歪曲し、そのような批判は許さないという立場を取ることは、結局は慰安婦問題

の事実にもふれることも封殺する立場に等しく、日本政府の公式見解にも反している。ヒューマンライツ・ナウは、日本政府、及び愛知県・名古屋市を含むすべての公的機関が、「平和の少女像」を含む「表現の不自由展・その後」の展示の中止撤回と平穏な再開に向けてあらゆる支援を行い、かつその立場を公的に表明することを求める。